

罹災証明書の交付に関する要綱

平成21年 3月17日決裁

改正 令和 2年11月16日決裁

改正 令和 5年10月26日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、風水害その他の災害（火災を除く。以下単に「災害」という。）によって被害を受けた住家について実施する罹災証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用している状態をいう。）のために使用している建物をいう。
- (2) 罹災証明書 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。
- (3) 自己判定方式 災害による住家の被害の程度が住家全体の10パーセント未満であるときに、写真等により被害状況を判定する方式をいう。

(証明の範囲)

第3条 市長は、別に定めるところにより実施する住家等への実地調査又は自己判定方式による審査に基づき作成した被災者台帳に記載された範囲で、住家の被害状況を証明するものとする。

(申請)

第4条 罹災証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明書交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 本人が確認できる書類の写し
 - (2) 被害状況が確認できる写真等
- 2 前項各号（自己判定方式による審査にあつては、第1号に限る。）の書類は、やむを得ないときは、添付を省略することができる。
- 3 第1項の規定による申請は、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、被害の程度を確認し、申請者に対し、罹災証明書（様式第2号）を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月26日から施行する。

罹災証明書交付申請書

年 月 日

（あて先）岐阜市長

以下のとおり罹災証明書の交付を申請します。

申請者	現在の住所 〒	—
	連絡先（ ） —	
	フリガナ	
	氏名	罹災者との関係
被災住家の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（記入不要） 〒	— 岐阜市
<input type="checkbox"/> 申請者と罹災者が同じ（罹災者欄への記入は不要）		
罹災者 (世帯主)	現在の住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ（記入不要） 〒	—
	連絡先（ ） —	
	フリガナ	
	氏名	
罹災原因	年 月 日の	による
被害の程度		
証明書の送付先	<input type="checkbox"/> 申請者住所 <input type="checkbox"/> 罹災者住所（記入がない場合は、申請者住所） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
必要枚数		枚

自己判定方式（写真等による判定）により交付を希望する場合

私は、「自己判定方式」により被害の程度を審査されることを希望します。

※ 自己判定方式による被害の程度の判定は、「住家の被害の程度が一部の損壊」（住家全体に対する損害割合が10%未満）に限られます。

※ 自己判定方式による審査を希望される場合は、上記を確認の上、欄にレ点を付してください。なお、自己判定方式による審査は、実地調査を行わず、この申請において添付していただいた写真等により判定を行います。

申請時確認（ . . ）

発送前確認（ . . ）

※太線の中に記入してください。

罹災証明書

岐阜市証明 第 号
年 月 日

世帯主住所						
世帯主氏名						
追加記載事項①	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家*の所在地	
住家*の被害の程度	
追加記載事項②	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。
（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

岐阜市長